

郵政民営化委員会（第25回）議事要旨

日時：平成19年5月15日（火） 9：30～11：47

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名全員出席）

- 「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に関し、これまでの当委員会における会合等において、意見を寄せている団体等のうち、出席を希望された5団体（在日米国商工会議所、欧州ビジネス協会、社団法人経済同友会、全国銀行協会、社団法人生命保険協会）から、ヒアリングを行った。

- 在日米国商工会議所からは、資料1に基づき、
 - ・実施計画が対等な競争条件を確立するものかどうか確認するためには、新事業展開の開始時期、再保険契約の詳細、旧契約者の個人情報の扱い等、十分なディスクロージャーが必要。
 - ・国際スピード郵便（EMS）については、郵便事業としての取扱いを撤廃することが必要。等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

 - ・政府の方針は、民営化により市場メカニズムに委ねていくということであり、移行期間にレガシーが残るとしても、市場を歪めることにコミットすることはない。等の発言があった。

- 欧州ビジネス協会からは、資料2に基づき、
 - ・コンプライアンス及びリスク管理機能の向上、年金及び法人生命保険分野に事業を拡大するうえでの第三者機関の活用の意図は評価。一方で、旧契約の再保険契約が不明確であるほか、旧契約者の個人情報についても懸念がある。
 - ・民営化に先立ち、金融当局が監査面で積極的な役割を果たすことを推奨する。等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

 - ・民営化の前後において、金融二社の態勢整備がどの程度行われているかは、投資家の保護、市場秩序の維持の観点から重要であり、当委員会の関心事項である。等の発言があった。

- 社団法人経済同友会からは、
 - ・金融二社に関して、早期上場、コンプライアンスの確立・強化、暗黙の政府保証の払拭について表明している点は評価できるが、バランスシートの規模縮小についての言及が不十分。

- ・損益計画については業務の収益、コスト削減の点で実現可能なものか疑問。民営化委員会として、抜本的なコスト削減計画を求めべき。

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

- ・バランスシートの規模縮小については、トレンドとしてそのようになっていくべきと思うが、裁定取引の対象となって損失を被る恐れがあるため、数値目標を設ける等のコミットメントは不適當ではないか。

等の発言があった。

○ 全国銀行協会からは、資料3に基づき、

- ・実施計画においては、郵便貯金事業の規模縮小のための具体的なプランが盛り込まれていない点が問題。定額貯金等の満期金を国債・公社債投信等に振り向けて郵便貯金残高を縮小させるべき。
- ・郵便貯金銀行の新規業務参入に関する是非は、①公正な競争条件が確保されること、②規模の再拡大に繋がらないこと、③利用者保護の面で問題が生じないこと、等を総合的に検討して判断すべき。これに照らせば、リスクヘッジ目的のオフバランス取引や、経営の安定性確保等に繋がる運用については新規参入の検討対象となり得る一方、流動性預金の預入限度額の廃止や貸出業務については、移行期間中の参入は問題が大きいと考える。

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

- ・規模縮小について具体的なコミットメントは不適當ではないか。
- ・利用者利便の確保という観点で見れば、逆に郵便貯金銀行の流動性預金の預入限度額を見直すことも考えられるのではないか。

等の発言があった。

○ 社団法人生命保険協会からは、資料4に基づき、

- ・新旧契約間の厳格な区分経理の実施、旧簡保契約に関する日本郵政公社と同等のディスクロージャーの実施、旧簡保契約に配当還元されない再保険利益の適切な取扱い、再保険の受再等の対価の合理的な水準の設定等の措置が必要。
- ・旧簡保契約の顧客情報の取扱いについては、加入限度額の遵守目的以外の顧客情報利用の制限、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から提供される顧客情報の範囲の明確化等の措置が必要。

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

- ・実施計画全体についてはどのように評価しているか。
(←契約者保護や公正競争条件の確保の観点からは評価している、との回答あり。)
- ・旧勘定の再保険契約については、旧契約者の保護に着眼すべき。

等の発言があった。

- 田中委員長より、「実施計画に対する政府の対応について当委員会が意見をとりまとめていくにあたって、調査審議の参考となるべき事項について、現在、ホームページにおいて5月21日（月）を期限として意見募集を行っており、次回以降の審議の参考としたい」旨の発言があった。
- 次回委員会については、5月23日（水）10時からを予定しているところであり、別途事務局から連絡することとした。

（注）以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。